

■ Article ■

時価算定会計基準案の概要

東洋大学経営学部教授 金子 友裕

一 はじめに

企業会計基準委員会は、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、2018年3月30日に、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表した。この「収益認識に関する会計基準」等の公表は、法人税法にも大きな影響を与えた。法人税法では、「収益認識に関する会計基準」への対応として、平成30年度税制改正において、法人税法22条の2の創設、延払基準や返品調整引当金の廃止等の改正が行われた。

企業会計基準委員会では、会計基準の開発に関する基本的な方針については、2016年8月12日に公表した「中期運営方針」に従うこととされており、企業会計基準委員会が2019年4月15日に公表した「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」では、「収益認識に関する会計基準」等に関し、適用される時（2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に、収益に関する表示科目や注記事項の定めについて検討するとされている。そして、収益に関する表示科目や注記事項の定めについて、2019年3月より検討を開始しており、2019年9月に公開草案を公表することを目標としているとのことである。

この「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」では、他にも日本基準の開発中の会計基準として、公正価値測定に関するガイダンス及び開示、リースに関する会計基準、「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示、財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規準の作成、が示されている。

本稿では、これらの開発中の会計基準のうち、公正価値測定に関するガイダンス及び開示に関して公表された企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下では、「時価算定会計基準案」とする）の概要を整理することとする。

二 時価算定会計基準案の公表

(1) 公正価値測定に関するガイダンス及び開示に関する検討の状況

企業会計基準委員会では、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、金融商品の公正価値測定に関するガイダンス及び開示について、IFRS第13号「公正価値測定」を踏まえた検討を行っている。

そして、2019年1月18日に企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」等を公表し、2019年4月5日にコメントを締め切った。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討している。

企業会計基準委員会では、これらの検討を踏まえ、2019年6月に最終基準化することを目標としている。

(2) 公表された時価算定会計基準案と開発の方針

我が国においては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等において、時価(公正な評価額)の算定が求められているものの、これまで算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていなかった。一方、国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(IASBではIFRS第13号「公正価値測定」、FASBではASC Topic 820「公正価値測定及び開示」)を定めている。

これらの状況を踏まえ、企業会計基準委員会は、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手する旨を決定し、検討を重ねてきた。そして、2019年1月18日に次の図表1に示す時価算定会計基準案を公表した。

図表1 時価算定会計基準案

企業会計 基準公開 草案	企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」
	企業会計基準公開草案第64号(企業会計基準第9号の改正案)「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」
	企業会計基準公開草案第65号(企業会計基準第10号の改正案)「金融商品に関する会計基準(案)」
企業会計 基準適用 指針公開 草案	企業会計基準適用指針公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」
	企業会計基準適用指針公開草案第64号(企業会計基準適用指針第14号の改正案)「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」
	企業会計基準適用指針公開草案第65号(企業会計基準適用指針第19号の改正案)「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」

これらの時価算定会計基準案の開発にあたっての基本的な方針について、「統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとした。なお、相場価格を調整せずに時価として用いる場合における当該相場価格もインプットに含まれる旨をインプットの定義に記載したように、市場関係者の理解に資すると考えられるものについては、IFRS第13号の表現を一部見直

しているが、IFRS第13号の内容と異なる定めを設けることを意図したものではない。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとした。」(「時価の算定に関する会計基準(案)」23項)としている。

また、時価という用語の利用に関して、「IFRS第13号では公正価値という用語が用いられているが、本会計基準では代わりに時価という用語を用いている。これは、我が国における他の関連諸法規において時価という用語が広く用いられていること等を配慮したものである」(「時価の算定に関する会計基準(案)」24項)と説明している。

三 時価算定会計基準案の概要

(1) 時価算定会計基準案の適用範囲

時価算定会計基準案では、「金融商品に関する会計基準」における金融商品及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価に適用することとされている(「時価の算定に関する会計基準(案)」3項)。

適用範囲については、「本公開草案では、国際的な会計基準と整合させ、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性を向上させる便益が高いものと判断し、金融商品を時価算定会計基準案の範囲に含めることとした。一方、金融商品以外の資産及び負債については、時価算定会計基準案の範囲に含めた場合の整合性を図るためのコストと便益を考慮し、原則として、金融商品以外の資産及び負債は時価算定会計基準案の範囲に含めないこととした。ただし、棚卸資産会計基準案におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産については、売買目的有価証券と同様に每期時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益とする処理が求められており、時価の算定についても金融商品と整合性を図ることが適切と考えられることから、時価算定会計基準案の範囲に含めている。」(『時価の算定に関する会計基準(案)』等の公表)3-4頁)とされる。

(2) 時価の定義

『時価』とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう(「時価の算定に関する会計基準(案)」5項)と定義されている。

時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格(資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格)であり、入口価格(交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格)ではないとされている。

なお、時価の定義の変更に伴い、現行の金融商品会計基準におけるその他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、その平均価額が改正された時価の定義を満たさないことから削除するとの提案がされている（『時価の算定に関する会計基準（案）』等の公表」4頁）。

(3) 時価の算定単位と算定方法

資産又は負債の時価を算定する単位は、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示による。ただし、一定の要件を満たす場合には、特定の市場リスク（市場価格の変動に係るリスク）又は特定の取引相手先の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができる（「時価の算定に関する会計基準（案）」6-7項）。

そして、時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いるとし、そのアプローチとして、マーケット・アプローチやインカム・アプローチが例示されている。また、評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることが示されている（「時価の算定に関する会計基準（案）」8項）。

時価の算定に用いるインプットは、次の図表2のようなインプットに区分され、レベル1のインプットが最も優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低いという優先順位で定められる。

図表2 時価の算定に用いるインプット

レベル1 のイン プ ット	時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないものをいう。当該価格は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価格が利用できる場合には、原則として、当該価格を調整せずに時価の算定に使用する。
レベル2 のイン プ ット	資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットをいう。
レベル3 のイン プ ット	資産又は負債について観察できないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

（出典）「時価の算定に関する会計基準（案）」11項

これらのインプットを用いて算定した時価は、その算定において重要な影響を

与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する。なお、時価を算定するために異なるレベルに区分される複数のインプットを用いており、これらのインプットに、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数含まれる場合、これら重要な影響を与えるインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに当該時価を分類する（「時価の算定に関する会計基準（案）」12項）。

また、負債又は払込資本を増加させる金融商品（例えば、企業結合の対価として発行される株式）については、時価の算定日に市場参加者に移転されるものと仮定して時価を算定するとされており、負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクの影響を反映するとされている。なお、負債の不履行リスクとは、企業が債務を履行しないリスクであり、企業自身の信用リスクに限られるものではないとされ、当該負債の移転の前後で同一であると仮定するとされている（「時価の算定に関する会計基準（案）」14-15項）。

四 おわりに

本稿では、企業会計基準委員会が開発中の会計基準を概観し、このうち、時価算定会計基準案の概要を整理した。

ここでは、IFRS等で公正価値と表現される測定基礎を「時価」と表現し、また、時価のレベルに関する概念を取り入れているところに特徴がある。時価のレベルに関する概念を取り入れたことで、「たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットに基づき時価を算定することとしている。このような時価の考え方の中では、原則として時価を把握することが極めて困難な有価証券は想定されないことから、時価を把握することが極めて困難な有価証券の記載を削除した。」（『時価の算定に関する会計基準（案）』等の公表」7-8頁）と説明されている（ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いとしている）。

このようなレベル3のインプットを認めることで、広範に時価の算定が可能になると思われるが、レベル3のインプットを用いたレベル3の時価が、信頼性の担保された測定となるのかという問題も考えられる。また、時価算定会計基準案では、IFRS第13号で示される公正価値にのみ基づいた基準設定となっているが、IASBが2018年に公表した新たな概念フレームワークでは、複数の測定基礎が提示されており、現在価額（current value、いわゆる時価）の例示として、公正価値以外にも使用価値や現在原価も示されている（para. 6.11）。IASBでは、概念フレームワークのレベルではあるが、このような公正価値以外の測定基礎を利用する動向もあり、時価算定会計基準案の最終的な基準がどのようになるのか注視していく必要があると思われる。

《 参 考 》

- 企業会計基準委員会「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」(2019年4月15日公表)
<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190415.pdf>
- 企業会計基準委員会「中期運営方針」(2016年8月12日公表)
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/middle_plan_20160812.pdf
- 企業会計基準公開草案第63号「『時価の算定に関する会計基準(案)』等の公表」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190118_01.pdf
- 企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190118_02.pdf
- 企業会計基準公開草案第64号「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190118_03.pdf
- 企業会計基準公開草案第65号「金融商品に関する会計基準(案)」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190118_04.pdf
- 企業会計基準適用指針公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190118_05.pdf
- 企業会計基準適用指針公開草案第64号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190118_06.pdf
- 企業会計基準適用指針公開草案第65号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190118_07.pdf
- 企業会計基準適用指針公開草案第65号「『金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)』の開示例」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190118_08.pdf

以上